（補導援護及び応急の救護についての準用）

第二十条　第三条、第七条第一項、第八条、第十三条、第十四条、第十六条から前条までの規定は法第六十一条第二項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補導援護の委託によって生ずる費用に、第四条から第十二条まで（第七条第一項、第八条及び第十条を除く。）の規定は法第六十二条第三項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく応急の救護の委託によって生ずる費用について、それぞれ準用する。

備考　表中の〔　〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（補導援護及び応急の救護についての準用）

第十八条　第三条、第七条第一項、第八条、第十三条、第十四条、第十六条及び前条の規定は法第六十一条第二項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補導援護の委託によって生ずる費用に、第四条から第十二条まで（第七条第一項、第八条及び第十条を除く。）の規定は法第六十二条第三項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく応急の救護の委託によって生ずる費用について、それぞれ準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

告　示

○財務省告示第百八十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年六月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第四十九回	五千七百三十六万八千六十円	五千七百二十六万八千六十円
〃	第五十回	四千五百三十三万円	四千五百三十万八千三百四十円
〃	第五十一回	三千八百三万円	三千八百一万千八百二十二円
〃	第五十二回	四千九百八十五万円	四千九百八十二万六千百七十六円
〃	第五十三回	六千九百一万円	六千八百九十八万二千五百十四円
〃	第五十四回	三千二百五万円	三千二百三万七千二百三十六円
〃	第五十五回	四千八百八十五万円	四千八百八十三万五百五十六円
〃	第五十六回	一億八百八十五万円	一億八百八十万六千六百五十四円
〃	第五十七回	一億六千六百三十五万円	一億六千六百二十八万三千七百三十二円
〃	第五十八回	一億千九百七十五万円	一億千九百七十万二千三百八円
〃	第五十九回	二億百八十六万円	二億百七十七万九千五百九十二円
〃	第六十回	五千六百五十五万円	五千六百五十二万七千四百八十四円
〃	第六十一回	一億千五百二十三万円	一億千五百十八万四千百八円
〃	第六十二回	三千五万円	三千三万八千三十二円
〃	第六十三回	五千七百五十六万円	五千七百五十三万七千七十八円
〃	第六十四回	一億二千三百五十五万円	一億二千三百五十万七百九十四円
〃	第六十五回	一億千八百八十一万円	一億千八百七十六万二千七百二十九円
〃	第六十六回	四千二百十五万円	四千二百十三万三千二百二十円
〃	第六十七回	六千五百十六万円	六千五百十三万四千六十二円
〃	第六十八回	一億千八百九十四万円	一億千八百八十九万二千六百二十八円
〃	第六十九回	九億三千二百二十九万円	九億三千百九十一万八千五百九十二円
〃	第七十回	十七億二百二十二万円	十七億百五十四万千八百四十六円
〃	第七十一回	七億三千五百九十六万円	七億三千五百六十六万七千七百五円
〃	第七十二回	九百五十万円	九百四十九万六千百五十五円
〃	第七十四回	六百万円	五百九十九万七千九百六十二円
〃	第七十五回	千三百万円	千二百九十九万六千三百五十円